

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年8月26日（令和7年（行情）諮詢第953号ないし同第964号）

答申日：令和7年12月24日（令和7年度（行情）答申第748号ないし同第759号）

事件名：防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成27年度特別研究成果報告書の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成29年度特別研究成果報告書の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）昭和59年度調査研究実施概要の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）昭和60年度調査研究実施概要の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）昭和61年度調査研究実施概要の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）昭和62年度調査研究実施概要の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）昭和63年度調査研究実施概要の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成元年度調査研究実施概要の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成2年度調査研究実施概要の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成3年度調査研究実施概要の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成4年度調査研究実施概要の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成5年度調査研究実施概要の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書32」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成31年2月21日付け防官文第2752号、同年3月29日付け同第6450号、同年2月21日付け同第2754号及び同第2755号、令和2年3月16日付け同第3744号、平成31年2月21日付け同第2756号、令和2年2月25日付け同第2576号、平成31年2月21日付け同第2757号、令和2年2月25日付け同第2577号、平成31年2月21日付け同第2758号、令和2年2月25日付け同第2578号、平成31年2月21日付け同第2759号、令和2年1月28日付け同第977号、平成31年2月21日付け同第2760号、令和2年1月28日付け同第978号、平成31年2月21日付け同第2761号、令和元年12月11日付け同第11508号、平成31年2月21日付け同第2762号、令和元年12月11日付け同第11509号、平成31年2月21日付け同第2763号、令和元年11月26日付け同第10591号、平成31年2月21日付け同第2764号並びに令和元年11月26日付け同第10592号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分23」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料は省略する。）。

（1）原処分1及び原処分3に係る審査請求書

ア ないしエ （略）

オ 対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

（2）原処分2に係る審査請求書

ア ないしエ （略）

（3）原処分4、原処分6、原処分8、原処分10、原処分12、原処分14、原処分16、原処分18、原処分20及び原処分22に係る審査請求書

（略）

（4）原処分5に係る審査請求書

ア （略）

イ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

(5) 原処分7、原処分9及び原処分11に係る審査請求書

ア (略)

イ 上記(4)イに同じ。

(6) 原処分13及び原処分15に係る審査請求書

ア (略)

イ 上記(4)イに同じ。

(7) 原処分17及び原処分19に係る審査請求書

ア ないしエ (略)

オ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

(8) 原処分21及び原処分23に係る審査請求書

ア (略)

イ 上記(4)イに同じ。

第3 質問の説明の要旨

1 経緯

(1) 令和7年(行情) 質問第953号及び同第955号ないし同第964号に係る審査請求について

本件各開示請求は、別紙の1(1)及び(3)ないし(12)に掲げる文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2(1)及び(3)ないし(12)に掲げる各文書を特定した。

本件各開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年2月21日付け防官文第2752号及び同第2755号ないし同第2764号により、文書1及び文書23ないし文書32の表紙のみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1、原処分4、原処分6、原処分8、原処分10、原処分12、原処分14、原処分16、原処分18、原処分20及び原処分22)を行った後、平成31年3月29日付け同第6450号、令和2年3月16日付け同第3744号、令和2年2月25日付け同第2576号ないし同第2578号、令和2年1月28日付け同第977号及び同第978号、令和元年12月11日付け同第11508号及び同第1509号並びに令和元年11月26日付け同第10591号及び同第10592号により、文書2ないし文書13及び文書23ないし文書32の表紙を除く部分について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分2、原処分5、原処分7、原処分9、原処分11、原処分13、原処分15、原処分17、原処分19、原処分21及び原処分23)を行った。

本件各審査請求は、原処分1及び原処分2並びに原処分4ないし原処

分23に対して提起されたものであり、本件各諮問に当たっては、各開示請求に対する先行決定及び後行決定に係る審査請求ごとに併合し諮問する。

なお、原処分1及び原処分2並びに原処分4ないし原処分23に対する各審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年4か月ないし約6年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 令和7年（行情）諮問第954号に係る審査請求について

本件開示請求は、別紙の1（2）に掲げる文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（2）に掲げる各文書を特定し、平成31年2月21日付け防官文第2754号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分3）を行った。

（略）

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 審査請求人の主張について（各諮問共通）

- (1) 審査請求人は、「対象文書に漏れがないか念のため確認を求める」、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年8月26日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第953号ないし同第964号）
- ② 同日 諮問序から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年12月18日 令和7年（行情）諮問第953号ないし同

第964号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。なお、各諮問において、諮問庁は、原処分1、原処分4、原処分6、原処分8、原処分10、原処分12、原処分14、原処分16、原処分18、原処分20及び原処分22に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 本件各開示請求は、防衛研究所において実施された調査研究に関し、平成27年度及び平成29年度の特別研究成果報告書（企画部保有分）並びに昭和59年度ないし平成5年度の調査研究実施概要（企画部保有分）の開示を求めるものであると解し、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて、別紙の2のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件各審査請求を受け、関係部署において、改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかつた。

（2）本件請求文書（1）及び（2）として特定された文書1ないし文書22は、実施された調査研究の各報告書自体であるところ、当審査会において、諮問庁から提示を受けた平成27年度及び平成29年度の調査研究実施概要（企画部保有分）に記載された文書と文書1ないし文書22とを突合して確認したところ、文書1ないし文書22が上記報告書に記載された調査研究に係る文書と一致することが認められる。そうすると、文書1ないし文書22に係る上記（1）の諮問庁の説明は首肯できる。

（3）本件請求文書（3）ないし（12）として特定された文書23ないし文書32は、実施された調査の報告書を年度ごとにとりまとめた文書である「実施概要」であるところ、これらについての上記（1）アの特定方法に問題はなく、上記（1）イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

（4）他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請

求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成27年度特別研究成果報告書（諮問第953号）
- (2) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成29年度特別研究成果報告書（諮問第954号）
- (3) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）昭和59年度調査研究実施概要（諮問第955号）
- (4) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）昭和60年度調査研究実施概要（諮問第956号）
- (5) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）昭和61年度調査研究実施概要（諮問第957号）
- (6) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）昭和62年度調査研究実施概要（諮問第958号）
- (7) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）昭和63年度調査研究実施概要（諮問第959号）
- (8) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成元年度調査研究実施概要（諮問第960号）
- (9) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成2年度調査研究実施概要（諮問第961号）
- (10) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成3年度調査研究実施概要（諮問第962号）
- (11) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成4年度調査研究実施概要（諮問第963号）
- (12) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成5年度調査研究実施概要（諮問第964号）

2 本件対象文書

- (1) 上記1(1)の開示請求の対象として特定された文書（原処分1及び原処分2）
 - 文書1 北朝鮮とイランを巡る各国の制裁について（表紙のみ。）
 - 文書2 北朝鮮とイランを巡る各国の制裁について（表紙を除く。）
 - 文書3 諸外国・軍事機構における抑止戦略について（F D Oの観点から）
 - 文書4 軍事作戦に関する意志決定における文民と軍人の意見の調整と統合【中間報告】
 - 文書5 諸外国における女性軍人の人事管理等
 - 文書6 海外に派遣された自衛隊による損害賠償事故の処理
 - 文書7 各国におけるサイバー攻撃への対応に係る法的課題と対策の方向性

文書 8 各国における人口動態の変化の国防戦略への影響及び対策

文書 9 諸外国における防衛装備・技術協力の事例研究—英國における装備移転・技術開発を促進する組織・制度の研究—

文書 10 中国の軍事外交（防衛協力・交流戦略を中心に）

文書 11 中国人民解放軍の統合作戦体制—概念・制度・訓練を中心に—

文書 12 インド洋沿岸諸国のインド洋における安全保障政策と防衛態勢

文書 13 アラブの春後の中東情勢

(2) 上記 1 (2) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 3）

文書 14 米軍における指揮統制関係

文書 15 トランプ政権における政軍関係——軍人の政権登用を中心にして——

文書 16 我が国防衛産業のサプライチェーンの現状と課題（その 2）——海外の軍需産業に係る政策調査を踏まえて——

文書 17 諸外国による、人材育成・維持整備支援を含めた防衛装備・技術協力の在り方について

文書 18 各国の防衛技術に係る政策

文書 19 将来の中国の戦略環境

文書 20 中国の軍事戦略：サイバー、宇宙、電磁スペクトラム

文書 21 朝鮮半島における軍備増強の動向

文書 22 トランプ政権の対外政策が国際政治に及ぼす影響分析

(3) 上記 1 (3) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 4 及び原処分 5）

文書 23 昭和 59 年度調査研究実施概要

(4) 上記 1 (4) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 6 及び原処分 7）

文書 24 昭和 60 年度調査研究実施概要

(5) 上記 1 (5) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 8 及び原処分 9）

文書 25 昭和 61 年度調査研究実施概要

(6) 上記 1 (6) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 10 及び原処分 11）

文書 26 昭和 62 年度調査研究実施概要

(7) 上記 1 (7) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 12 及び原処分 13）

文書 27 昭和 63 年度調査研究実施概要

(8) 上記 1 (8) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 14 及び原処分 15）

文書 28 平成元年度調査研究実施概要

(9) 上記1 (9) の開示請求の対象として特定された文書（原処分16及び原処分17）

文書29 平成2年度調査研究実施概要

(10) 上記1 (10) の開示請求の対象として特定された文書（原処分18及び原処分19）

文書30 平成3年度調査研究実施概要

(11) 上記1 (11) の開示請求の対象として特定された文書（原処分20及び原処分21）

文書31 平成4年度調査研究実施概要

(12) 上記1 (12) の開示請求の対象として特定された文書（原処分22及び原処分23）

文書32 平成5年度調査研究実施概要